

●定期報告対象の建築物

用途	規模（次のいずれかに該当するもの）	報告時期
建築基準法施行令第16条第1項に掲げる建築物		令和5年7月～12月 (以降3年ごと)
劇場	・ 対象用途（床面積の合計が100㎡超の部分）が3階以上の階にあるもの	
映画館	・ 客席の床面積の合計が200㎡以上のもの	
演劇場	・ 主階が1階にないもの	
等	・ 対象用途（床面積の合計が100㎡超の部分）が地階にあるもの	
観覧場	・ 対象用途（床面積の合計が100㎡超の部分）が3階以上の階にあるもの	
公会堂	・ 客席の床面積の合計が200㎡以上のもの	
集会場	・ 対象用途（床面積の合計が100㎡超の部分）が地階にあるもの	
等		
病院	・ 対象用途（床面積の合計が100㎡超の部分）が3階以上の階にあるもの	
有床診療所	・ 2階にある対象用途の床面積の合計が300㎡以上のもの	
旅館	・ 対象用途（床面積の合計が100㎡超の部分）が地階にあるもの	
ホテル	※ 就寝用途の児童福祉施設等：サービス付き高齢者向け住宅、認知症グループホーム、障害者グループホーム、助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設、（小規模多機能型居宅介護の事業所・看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。）その他これに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、経費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム等	
就寝用途の児童福祉施設等※		
等		
体育館	・ 対象用途（床面積の合計が100㎡超の部分）が3階以上の階にあるもの	
ボーリング場		
博物館		
スキー場		
美術館		
スケート場		
図書館		
水泳場		
スポーツの練習場		
等		
百貨店	・ 対象用途（床面積の合計が100㎡超の部分）が3階以上の階にあるもの	
遊技場		
マーケット		
公衆浴場		
展示場	・ 2階にある対象用途の床面積の合計が500㎡以上のもの	
待合	・ 対象用途の床面積が3,000㎡以上のもの	
キャバレー		
料理店		
カフェー		
飲食店	・ 対象用途（床面積の合計が100㎡超の部分）が地階にあるもの	
ナイトクラブ		
物品販売店舗		
バー		
ダンスホール		
等		

※対象用途が避難階のみにある場合は対象外

●定期報告対象の建築設備等

用途	規模	報告時期
建築設備	特定行政庁が指定する建築設備（定期報告対象建築物に設置されたもの） ・ 機械換気設備又は中央管理方式の空調設備（法第28条第2項ただし書き及び第3項の規定により設けたもの（自然換気設備を除く。）に限る。） ・ 排煙設備（法第35条又は政令第129条の13の3第13項の規定により設けたもの（排煙機を設けるものに限る。）） ・ 非常用の照明装置（法第35条の規定により設けたものに限る。）	毎年 7月～12月
昇降機	建築基準法施行令第16条第3項第1号に掲げる昇降機 ・ エレベーター ・ エスカレーター ・ 小荷物専用昇降機（昇降路の全ての出入口の下端が当該出入口が設けられる室の床面よりも50cm以上高いものを除く。） ※ いずれも住戸内のみを昇降するものを除く。 ※ 労働安全衛生法施行令第1条第9号に規定するエレベーター（労働基準法別表第1第1号から第5号に掲げる工場等に設置されいるもののうち一般公衆の用に供されていないもの。）のうち同令第12条第1項第6号に該当するもの（積載荷重が1トン以上のもの。）を除く。	毎年 検査済証交付日の属する月の翌月
防火設備	建築基準法施行令第16条第3項第2号に掲げる防火設備（防火扉、防火シャッター、耐火スクリーン、ドレンチャー等） ・ 定期報告対象建築物に設置されたもの ・ 病院、有床診療所、就寝用の児童福祉施設等のうち、対象用途の床面積の合計が200㎡を超える建築物に設置されたもの ※ 外壁開口部の防火設備、防火ダンパーを除く	毎年 7月～12月
常時閉鎖式防火扉	・ 病院、有床診療所、就寝用の児童福祉施設等のうち、対象用途の床面積の合計が300㎡を超える建築物に設置されたもの	令和8年度7月～12月 (以降3年ごと)

●定期報告対象の工作物

工作物の種類	規模	報告時期
工作物	建築基準法施行令第138条第2項に掲げる工作物 ・ 観光用エレベーター又はエスカレーター（一般交通の用に供するものを除く。） ・ 高架の遊戯施設（ウォーターシュート、コースター等） ・ 原動機を使用し回転運転をする遊戯施設（メリーゴーランド、観覧車、オクトパス、飛行塔 等）	毎年 検査済証交付日の属する月の翌月